

# 支部だより

第116号〈公14号〉[平成26年 3月13日発行]

HPアドレス <http://www.takuken.or.jp/seibu> メールアドレス [seibu@takuken.or.jp](mailto:seibu@takuken.or.jp)

〈埼玉西部支部 TEL 049-222-2864 FAX 049-222-5245〉

早春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、協会並びに支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。「支部だより」第116号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成25年度第6回支部理事会〔理事数48名、監事数2名内、出席数46名、委任状4名〕が、平成26年2月6日（木）15時より、川越東武ホテルにて開催されました。議案は、平成26年度支部定時総会、新年賀詞交歓会、各市における不動産無料相談所開設日程及び相談員割当について他、重要な案件が審議されました。

引き続き、16時より「平成26年度支部定時総会」が開催されました。支部定時総会開催にあたり、出席方返信はがきの提出にご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

平成26年度支部定時総会の審議事項等、その要点をご報告いたします。

48期支部定時総会〔会員数706名、出席数92名、委任状413名〕は、支部顧問弁護士高橋毅久男様のご臨席のもと、議長に三平 實氏と杉田光夫氏が選出され、議事が進められました。

報告事項については武井省三支部副専務理事より、報告される。

第1号議案 平成26年度事業計画書（案）承認の件

第2号議案 平成26年度収支予算書（案）承認の件

第3号議案 役員改選の件

第1号議案について、依田博光支部専務理事より詳細にわたり、提案理由の説明される。

第2号議案について、伊藤勝四総務財務委員長より詳細にわたり、提案理由の説明される。

第3号議案について、依田博光支部専務理事より詳細にわたり、提案理由の説明される。

各議案について採決が行われ、挙手多数により、原案どおり可決決定されました。

平成26年度は、支部・地区において、活発な事業活動を計画しておりますのでご参加願います。事業計画書（案）、収支予算書（案）、役員改選の件につきましては、各支部とりまとめて、本部総会に提案されることとなります。尚、本部総会は、平成26年5月28日（水）14時より、浦和ロイヤルパインズホテルにて開催いたします。

## 〈会費等納入のお願い〉

平成26年度上期（平成26年4月～平成26年9月）

会費等は、下記により預金口座より振替させていただきます。

◆ 口座振替日 平成26年5月20日（火）

◆ 振替金額 30,900円

内訳（協会費28,800円、埼政連会費2,100円＝代表者個人）

※領収証をご希望の方は、支部までお申し出ください。

[入会者] (平成25年12月13日～平成26年3月12日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	高波建設(株)	高波 利充	比企郡嵐山町大字古里1391-2	0493-81-4831	0493-81-4832
2	(株)ニッココーポレーション	押田 秀幸	ふじみ野市苗間433-1	049-263-8044	049-263-8077
3	(株)ライフパティ ふじみ野店	橋本 悟	ふじみ野市ふじみ野4-13-7	049-256-8201	049-256-8202
4	三栄産業(株)	坂東 和幸	入間郡三芳町竹間沢東16-5	049-257-2225	049-258-2981
5	(有)川越ドライブイン	橋本 公士	川越市大字池辺373番地1	049-293-3129	049-293-3120
6	(株)カドヤ	高野 正之	富士見市関沢3-6-2-101	049-253-1122	049-293-6322
7	(有)朝日ホーム	青沼 賢一	比企郡嵐山町志賀316番地90	0493-62-4511	0493-62-4511
8	(株)濱岡工務店	濱岡 正樹	ふじみ野市清見四丁目1番地1	049-264-0843	049-261-2311

[退会者] (平成25年12月13日～平成26年3月12日)

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(有)ハヤト不動産	坂戸	廃業	6	(有)まるみ商事	坂戸	廃業
2	ニッココーポレーション	ふじみ野	組織替	7	金子不動産	志木	支部移動
3	木村屋不動産	ふじみ野	廃業	8	(株)翼ホーム	小川	廃業
4	狭山不動産(株) 川越店	川越	支店廃止	9	角屋産業(株)	富士見	廃業
5	(株)ヤオコー	川越	期間満了				

会員数708名(平成26年3月12日現在)

<宅建業免許更新期限を迎える方>

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効!

免許権者への提出期間は、  
免許満了日の90日前から30日前まで

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、  
埼玉県建築安全課HPから!

<アクセス方法>

埼玉県庁HP→建築安全課→宅地建物取引業→  
業者免許の申請・届出(書式ダウンロード)  
※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を!

業の廃止等を検討されている方は、支部までご連絡願います。4月1日以降になりますと、  
1年分の会費を納入していただくこととなりますので早めのご対応をお願い致します。

◆平成26年度不動産法律相談会開催日程 於 支部会館<10時～12時>水曜日  
5/14、6/11、7/9、9/10、10/8、11/12、12/10、1/14、2/18、3/11  
ご相談をご希望される方は相談日の5日前までにお申し込み下さい。

◆平成26年度は、「西部宅建だより」の発行を、年2回(6月20日、12月20日)予定  
しております。会員皆様の投稿(コラムなど)をお願いいたします。

◆協会HP及び埼玉県宅建NEWSには重要なお知らせ事項が載っております。ご参照ください。  
会員直送便の実施月 2月・5月・8月を除く月(年9回)

◆埼玉西部支部ホームページに会員名簿を掲載しております。  
変更のある方、またHP・メールアドレスをお持ちの方は、支部までお知らせ下さい。以上